

## 第7編 風水害等災害復旧・復興対策

## 第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

《担当部・機関》

各部・関係機関

### 第1節 災害復興方針の策定

市は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための災害復興方針を定める。

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員によって構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

### 第2節 災害復興計画の策定及び防災まちづくりの推進

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、住宅復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第1 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第2 生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するものとし、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の参加と理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざす。

### 第3節 復興のための体制整備

市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行をはかるため、広域調整や国との連携などにより、必要

な体制を整備する。

## 第4節 災害復興事業の実施

市長は、府及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じて市役所内に災害復興に関する復興本部等を設置する。